

第473回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 7 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年5月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時25分
- 4 閉会時刻 午前 10時20分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13			
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7				16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一
農地利用最適化推進委員	佐藤金誉	農地利用最適化推進委員	新井計男

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿 沼 映 生	主 幹	神 立 寛 司
副事務局長	小野寺 雅 樹	副 主 幹	宮 本 晃 宏
主 幹	松 本 貴 紀	主 査	榎 本 亮 太

10 産 業 観 光 部 農 政 課 職 員

職	氏 名	職	氏 名
課 長	高 梨 直 人	主 任	竹 見 弘 樹
副 参 事	谷 内 悠 馬	主 事 補	林 優 花
主 査	鈴 木 康 則		

11 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年5月26日第473回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

12 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 武 藤 康 則

委 員 鈴 木 一

委 員 木 所 清 司

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書4月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計4件、4筆、4,259㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計16件、29筆、10,267㎡である。農地改良届については、合計6件、12筆、4,281.60㎡である。農地法第43条第1項の規定による届出書については、合計1件、3筆、1,481.31㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計10件、100筆、91,285㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計3件、10筆、17,765㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計6件、25筆、29,483㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計7件、41筆、23,651.96㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、「本議案の整理番号 13 番、14 番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第 31 条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」との発言があった。

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号 13 番、14 番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号 13 番、14 番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号 13 番は、4 筆、1,887 m²で、3 年の使用貸借権設定、整理番号 14 番は、1 筆、960 m²で、5 年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在 76 歳で、農業従事日数は、年間 200 日、家族と共に約 395 アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約 600 m である。以上のことから、整理番号 13 番、14 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 13 番、14 番に

ついて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号13番、14番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号13番、14番以外について、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、先程、審議いただいた整理番号13番、14番を除く、件数49件、筆数125筆、面積92,231㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、先程、審議いただいた整理番号13番、14番を除く、整理番号1番から51番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号47番について報告する。5月12日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在80歳で、59歳の娘が後継ぎである。農業従事日数は150日、約106アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、耕耘機、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に

管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号47番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号13番、14番を除く、整理番号1番から51番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数3件、筆数4筆、面積1,216㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいか、お伺いする。」との説明を行なっ

た。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。4月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現所有者との話し合いで、申請地を40年前から借り受け、自家消費を目的として、路地野菜を栽培している。申請地を取得後も引き続き、自家消費を目的として路地野菜を栽培していく計画である。春には、絹さや、空豆、ジャガイモ、玉ねぎ、にんにくなどを収穫し、夏には、ナス、キュウリ、トマト、ピーマン、モロヘイヤ、カボチャ、ズッキーニ、枝豆などを収穫し、秋には、ピーナッツなどを収穫し、冬には、小松菜、大根、かぶ、ブロッコリー、ねぎ、白菜などを収穫する計画である。申請地は、自宅から50mほどの位置にあり、耕耘機、草刈り機、噴霧器などの農機具を所有していることに加え、40年の実績があることから、計画どおりに路地野菜を栽培できると考える。以上のことから、本申請については、地元委員として問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、譲受人から農地取得目的などを伺い、農機具や現地を確認した結果、本申請については、地元推進委員として問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数4件、筆数12筆、面積8,515㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から4番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数13件、筆数20筆、面積4,146.50㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から13番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から13番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案第5号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定されている。

川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会において、農業委員会の意見を付すこととしている。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に概要説明を求めた。

農政課は「案件の概要を説明する。重要変更として、住宅6件、敷地拡張2件、公用公共用施設1件、薬局1件、家庭電気器具店1件、飲食店1件、合計12件、筆数21筆、面積13,211.44㎡である。議案説明資料のとおり、重要変更である整理番号1番から12番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から12番については「やむを得ない」と意見することで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 5 号について原案どおり意見を付すことに決定する。

議案第 6 号

川越市農業委員会の「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」は、令和 4 年度に農業委員会が取り組んできた業務についてまとめたものである。

農業委員会における活動等の実施状況は、農業委員会法の規定に基づき、インターネット等により公表することが定められており、それぞれの様式、項目、出典図書等も農林水産省が規定したものにに基づき作成している。なお、当該実施状況は、6 月末までに公表するものとされており、総会での決定の後、速やかに手続を進める予定である。

議案別冊 1 ページ、「1 農業委員会の状況」を説明する。

令和 4 年 4 月総会で決定した「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等」と同様のものを記載している。「1 農業委員会の現在の体制」は、令和 4 年 4 月 1 日現在の体制を記載している。「2 農家・農地等の概要」は、農林水産省が定めた様式の各項目に対し、指定された統計資料により作成している。上段左の総農家数等、中央の農業者数は、「農林業センサス 20

20年版」に基づき記載している。上段右の認定農業者等の経営数は、農政課からの資料に基づき作成している。下段の耕地面積は、「耕地及び作付面積統計」に基づき記載している。

2ページ、「Ⅱ最適化活動の実施状況」を説明する。現状及び課題と目標は、別紙様式1の内容を転記している。別紙様式1とは、「令和4年度最適化活動の目標の設定」である。「(1)農地の集積」の「①現状及び課題」と「②目標」は、「令和4年度最適化活動の目標の設定」から転記した。「③実績」は、農政課からデータの提供を受けて記載した。令和4年度の新規集積面積は、19.1ヘクタール、農地面積は、3,210ヘクタール、今年度末の集積面積の累計は、541.0ヘクタールである。今年度末の集積率は16.85%であり、目標に対する達成状況は84.46%であった。農業委員会の点検結果は、「令和4年度の目標達成には至らなかったものの、川越市が実施する「人・農地プラン」の実質化へ向けて支援を行なったほか、関係機関と連携して地域担い手への面的集積の促進を図れた。また、農地中間管理事業については、利用権による貸借等の円滑な権利移動の支援を行えた。」とした。

「(2)遊休農地の発生防止・解消」の「①現状及び課題」、「②目標」は、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」と同じ内容を記載している。3ページ「③実績」は、「ア既存遊休農地の解消」、「a緑区分の遊休農地の解消」の令和4年度の解消実績面積は2.18ヘクタールであり、解消目標面積1.74ヘクタールに対する達成状況は125.3%であった。「b

黄区分の遊休農地の解消」は、「令和5年1月20日に川越市農政課と意見交換を行い、基盤整備事業等の実施予定について確認した」とした。「イ新規発生遊休農地の解消」は、解消目標面積3.19ヘクタールに対する解消実績面積は1.54ヘクタールであった。「④その他」の農地の利用状況調査は、令和4年8月1日から10日まで市内全地域の農地パトロールを実施し、その調査結果を9月に取りまとめることができた。調査結果は、1号遊休農地と判定した面積が29.9ヘクタールで、内、緑区分の面積は16.8ヘクタール、内、黄区分の面積は13.1ヘクタールであった。農地の利用意向調査は、8月に遊休農地所有者に対して実施し、その調査結果を12月に取りまとめ、農地中間管理機構へ報告することができた。農業委員会の点検結果は、「既存遊休農地の解消については、緑区分、黄区分ともに目標を達成できた。新規発生遊休農地の解消については、目標を達成できなかった。」とした。「(3)新規参入の促進」の「①現状及び課題」と「②目標」は、令和4年度最適化活動の目標の設定から転記した。「③実績」は、新規参入者への貸付等について公表する農地の面積を公表する仕組みを構築していないことから、公表した面積は無かった。農業委員会の点検結果、「埼玉県農業会議などの関係機関に確認しながら、公表するやり方を検討中である。」とした。「2最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」と同じ内容である。「(2)活動強化月間の設定」は、本

委員会では、農地パトロール実施要領に基づき、毎年8月に農地法第30条の利用状況調査を行い、9月から11月までを遊休農地の指導・解消強化期間として活動していることから、委員の負担等を考慮し、活動強化月間は、それと同じ9月から11月までとした目標を設定した。「②実績」は、各委員の活動記録簿の内容等より、「強化月間の結果」を記載した。

「農地の集積」は、「農業委員・推進委員が参加する話し合いの機会を設定するなどして地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努め、地域の農地利用に関する将来的な姿についての意見交換を行なった。」とした。「遊休農地の解消」は、「農業委員・推進委員が地区ごとに訪問、電話等により遊休農地の利用意向把握を行なったほか、草刈り等の指導を行なった。その結果、約4ヘクタールの遊休農地を解消したほか、遊休農地の発生を防止した。」とした。「新規参入の促進」は、「新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるように、農地の所有者等に貸し付け意向等について確認するよう努めた。」とした。「(3)新規参入相談会への参加」は、令和4年10月23日に東京国際フォーラムで開催された「新・農業人フェア」への参加を実績とした。「目標の達成状況の評語」は、国の通知に基づき、各項目の達成状況に応じた点数の合計により決定する。農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の項目は、達成率110%以上が5点、達成率90%以上110%未満が3点、達成率90%未満が1点となる。活動強化月間の実施及び新規参入相談会への参加は、

実施した場合に 1 点となる。評語は、合計点数 15 点以上の場合「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」、10 点以上 15 点未満の場合「目標に対し期待を上回る結果が得られた」、5 点以上 10 点未満の場合「目標に対して期待どおりの結果が得られた」、5 点未満の場合は「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」となる。「農地の集積」は、達成状況 90% 未満のため「1 点」、「緑区分の遊休農地の解消」は、達成状況 110% 以上のため「5 点」、「新規参入の促進」は、達成状況 90% 未満のため「1 点」、「活動強化月間の実施」及び「新規参入相談会への参加」は、目標通りであり各 1 点、合計「9 点」であり、「目標の達成状況の評語」は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となった。

「推進委員等の点検・評価結果」は、各委員が提出した「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を集計したものであり、「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」は「0 件」、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」は「3 件」、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」は「15 件」、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」は「13 件」であった。6 ページ「Ⅲ 事務の実施状況」について説明する。「1 総会、部会の開催実績」は、総会を「12 回」開催しており、定例会以外の開催は無かった。「2 農地法第 3 条に基づく許可事務」と「3 農地転用に関する事務」を併せて説明する。令和 4 年度の総会における農地法に基づく許可事務の件数は、農地法第 3 条の許可件数が 57 件、農地転用

許可申請で許可相当と意見を付した件数が189件であった。

「4違反転用への対応」は、違反転用面積として1.6ヘクタールを埼玉県と共有している。その内、令和4年度中に違反転用を解消したものはなかった。と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号川越市農業委員会の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の決定について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

14 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第473回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

15 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 5年 6月 5日

議長 石川 秀夫

委員 武藤 康則

委員 鈴木 一

委員 木所 清司
